

令和6年度 都道府県チェックリスト調査結果

1 都道府県チェックリスト調査について

がん検診を効果的に行うには適切な精度管理が重要です。また、市町村が行うがん検診においては、各都道府県の生活習慣病検診等管理指導協議会が精度管理を主導することが求められています。

そこで、各都道府県の協議会がどのように精度管理を行っているかを把握するため、国立がん研究センターが「事業評価のためのチェックリスト(都道府県用)」※に基づき、調査しています。

※「事業評価のためのチェックリスト(都道府県用)」とは、厚生労働省の「がん検診に関する検討会」及び「がん検診事業の評価に関する委員会」において、都道府県が遵守すべき精度管理の要点がまとめられたものです。主な項目は、以下のとおりです。

①生活習慣病検診等管理指導協議会の組織・運営、②受診者数・受診率の集計、③要精検率の集計、④精検受診率の集計、⑤精密検査結果の集計、⑥偶発症の把握、⑦追加調査、⑧精度管理評価に関する検討、⑨評価と改善策のフィードバック（指導・助言）、⑩評価と改善策の公表

2 調査結果の評価について

令和元年度までは国立がん研究センターにおいて、がん検診の精度管理に関する厚生労働科学研究班（当時）が設定した基準により、非遵守項目数に応じて評価が実施されていましたが、令和4年のチェックリスト改定や、チェックリストは全項目達成が目指すべき指標であること、厚生労働省で新たな基準を設定していないこと等から、現在は基準を設けず、実施率のみ公表することとされています。

群馬県では、全国の実施率を参考に、改善すべき項目の把握や改善策の検討に努めて参ります。